

平成 29 年度 南あわじ市放課後児童クラブ(学童保育)児童募集

※南あわじ市では「放課後児童クラブ」を「学童保育」の名称で開設しています。

小学校の授業終了後、保護者の労働等により昼間家庭で保護を受けられない児童のために学童保育を開設し、留守家庭児童の保護・健全育成を図っています。学童保育は、主に学校敷地内にある施設を利用して、年齢の異なった子どもたちが仲良く協力しながら家庭的な雰囲気の中で放課後を過ごします。 ※学童保育では、学習指導は行いません。

【対象児童（利用可能なご家庭）】 小学校1年生から6年生までの留守家庭児童

【利用申請書類の配付開始日・配付場所】

平成29年1月11日（水）から体育青少年課、各学童保育所、対象小学校区の保育所（園）・こども園・幼稚園にて配付します。

【利用申請書の受付】 受付期間 平成29年1月12日（木）～平成29年1月20日（金）

- ・4月又は5月から入所を希望する場合は、この期間に申請してください。
- ・年度途中の入所は、利用希望月の1ヵ月前（夏休みの利用希望は6/1～）にお問い合わせください。
＜受付場所・時間＞ 体育青少年課 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
学童保育所 13：00～18：00（土・日・祝日を除く）
保育所（園）、こども園、幼稚園 開所時間内（対象小学校区のみ）
- ・利用申請書提出後に必要なくなった場合は、提出済みの申請書の取消しを体育青少年課へご連絡ください。
- ・利用申請書に記載された内容に変更（勤務先の変更等）がある場合は、証明書類の再提出が必要です。

【利用申請に必要な書類】

- ①学童保育利用申請書……児童1人につき1枚
- ②利用申請書に添付する書類……兄弟姉妹はご家庭に1枚とし、年下児童の申請書に添付

- ・就労の場合 就労証明書（就労予定者は、就労予定書）
- ・病気の場合 診断書等疾病を証明する書類（医師の所見が必要）
- ・その他の入所できる要件にかかる書類については、体育青少年課までお問合せください。

※証明書類は、父母だけでなく、18歳以上65歳未満の同居する家族全員について提出してください。

◇注意事項◇

- ・障がいのある児童及び発達障害の診断のある児童については、事前に体育青少年課にご相談ください。また、利用申請書の「児童の健康状態」欄に、障がいの程度や主な症状をご記入ください。
- ・保護者の勤務日数が、週3日に満たない場合や、就労時間が午後3時前後に終わる場合は、入所の対象にならないことがあります。
- ・受入れ可能な児童数を超えた場合は、低学年を優先いたします。あらかじめご了承ください。

【開設場所・定員・対象小学校】

学童保育名	開設場所	定員	対象小学校
広田学童保育 キッズクラブ	広田小学校内	40名	広田小学校
倭文学童保育 げんきクラブ	倭文小学校内	20名	倭文小学校
松帆学童保育 ハッピークラブ	認定こども園松帆南内	25名	松帆小学校
湊学童保育 フレンズクラブ	湊小学校内	25名	湊小学校
辰美学童保育 ハロークラブ	辰美小学校内	25名	辰美小学校
榎列学童保育 すまいるクラブ	榎列小学校内	30名	榎列小学校
八木学童保育 こころクラブ	八木小学校内	30名	八木小学校
市学童保育 すきっぷクラブ	市小学校内	30名	市小学校
神代学童保育 きらきらクラブ	神代小学校内	20名	神代小学校
賀集学童保育 るんるんクラブ	賀集小学校内	20名	賀集小学校
福良学童保育 ふくふくクラブ	福良小学校内	20名	福良小学校
北阿万学童保育 わくわくクラブ	北阿万公民館内	25名	北阿万小学校
阿万学童保育 にこにこクラブ	阿万小学校内	20名	阿万小学校

（裏面へ）

【開所日・時間】

- ◆通常授業時：月曜日～金曜日、授業終了時から午後6時まで
- ◆長期休暇中：月曜日～土曜日、午前8時から午後6時まで（お弁当持参）
 - ※日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。
 - ※学校行事の振替による平日休校日の開設時間は、午前8時から午後6時までです。
 - ※警報・学級閉鎖等で休校となった場合は、実施しません。
 - ※帰宅の際は、保護者がお迎えにきてください。安全上、児童だけの帰宅は認めません。長期休暇中も保護者が送迎をお願いします。

【利用料（月額）】

- ◆通 常……5,000円（8月のみ7,000円）
- ◆休所時……3,000円（※休所とは、暦1月単位で自己の都合で休む場合）



利用期間

保護者及び同居家族の状態により利用期間が決まっています。

入所要件	入所期間
就労	就労する期間
就労予定	入所した日から2ヵ月以内。ただし、この間に勤務を開始し、勤務証明書を提出した場合は期間を延長します。
就学	就学する期間
出産	産前1ヵ月、産後3ヵ月
看護・介護・病気・障がい	入所を必要とする期間

※保護者が「育児休暇」を取得された場合は、対象になりません。

利用決定

- ・利用決定については、書類のほか必要に応じて実態調査、面談を行ったうえで、入所の可否を判断します。なお、入所審査・決定については低学年優先といたします。
- ・結果は、3月初旬に「学童保育（許可・却下）利用決定通知書」にて郵送で通知します。

問い合わせ先

南あわじ市教育委員会 体育青少年課（市役所第2別館2階）
TEL. 0799-43-5234

保護者説明会

利用決定者へは、3月後半に予定している「保護者説明会」で利用の詳細について説明いたします。（日程は決定者へ後日通知）
学童保育ごとでルールが若干異なりますので、必ずご出席いただき、不明な点は担当支援員に確認しておいてください。

